

提 供 日 2025/07/25
タイトル 米国関税措置の影響を受ける中小企業者等を支援します！
担 当 経済産業部 商工業局商工振興課
連 絡 先 商工振興班
TEL 054-221-2512



**米国関税措置の影響を受ける中小企業者等を支援します！
～中小企業等収益力向上事業費補助金(米国関税対応枠)を8月1日より募集開始～**

県では、米国関税措置による経営環境の変化を受けて、現在影響を受けている又は今後影響を受ける見込みがある県内の中小企業者等が行う新たな取組を支援します。

1 補助金の概要

補助金名	令和7年度中小企業等収益力向上事業費補助金(米国関税対応枠)
補助対象者	県内の中小企業者等で、以下の要件を満たしているもの 1 米国関税措置の影響を受けている、又は今後受ける見込みがある (例) 取引先企業からの受注減、急激な原材料のコスト上昇による自社負担増 など 2 米国へ輸出している若しくは米国から輸入している、又は今後その予定がある (例) 自社製品の米国への輸出 第三国から調達した原材料を使用し、米国内で生産された製品を輸入 など
補助対象事業	米国関税措置に対応するための、販路拡大や新商品開発、生産性向上などの新たな取組 (例) 米国向け商品の売上依存度を下げるため、訪日客向けの新商品を開発 米国へ輸出する自動車部品の加工技術を活用し、農業機械向け製品を開発 など
補助額	上限300万円(下限50万円)
補助率	補助対象経費(税抜)の1/2以内(千円未満切捨)
補助事業期間	交付決定日から令和8年3月20日(金)まで
募集期間	令和7年8月1日(金)10時～令和7年9月1日(月)17時
応募方法	・ふじのくに電子申請サービスから応募 ・応募様式等は県商工振興課ホームページからダウンロードできます。 https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shienhojokin/1075857.html ※ホームページは、7月25日(金)14時に更新予定です。

2 問い合わせ先

静岡県経済産業部商工業局商工振興課
TEL:054-221-2512、2990